

# グループ介護保険 よくあるご質問

| 質問                                              | 回答                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 従業員グループ保険の「介護保障特約」に加入しています。「グループ介護保険」にも加入できますか？ | 従業員グループ保険の「介護保障特約」と「グループ介護保険」は別契約です。それぞれにご加入いただけます。                                                                                        |
| 加入はいつでもできますか？                                   | ご加入は年に1回（7月1日更新）のみとなります。<br>募集期間：2025年4月21日（月）～5月25日（日）                                                                                    |
| 告知に該当する項目がありますが、加入できますか？                        | 告知に該当する項目があった場合、ご加入いただくことはできません。<br>告知に関する質問に、すべて「いいえ」となる場合にお申込み（＝ご加入）いただけます。                                                              |
| 申込みの際に誤った内容で申込を送信してしまった。                        | 申込可能期間中であれば、再度申込をやり直すことができます。                                                                                                              |
| 加入対象者は？                                         | 本人・配偶者に加え、本人・配偶者の両親まで加入できます。配偶者・親のみの加入はできませんので、本人と一緒に加入ください。配偶者の親を加入させる際は、配偶者の加入が必要です。<br>※親とは本人および配偶者の実父母で、養父母は含みません。                     |
| 同居でない親も加入させることは可能ですか？                           | 可能です。ご両親が遠隔地にお住まいの場合、本人が代理して、申込・告知等のお手続きをすることができます。代理告知の際は、必ずご両親に健康状態に関する質問事項と、「注意喚起情報」に記載の「告知に関する重要事項」をすべてご説明いただき、回答された内容をありのままに入力してください。 |
| 本人・配偶者の両親の保障はいつまでですか？                           | 2025年7月1日現在で85歳6ヵ月までとなります。85歳6ヵ月超となったとき、更新日の前日をもって自動脱退となります。                                                                               |
| 夫婦で従業員の場合、介護保障特約につき、本人・配偶者の2つの資格で重複加入できますか？     | 可能です。ただし、1人の被保険者あたりの保険金額上限は通算して1,900万円となります。                                                                                               |
| 本人が要介護状態となった場合、配偶者・親は介護保障を継続できますか？              | 本人の生活介護保険金を支払うと契約が消滅するため、配偶者・親の保障も同時に消滅となります。                                                                                              |
| 要介護状態とはならず本人が死亡した場合、配偶者・親は介護保障を継続できますか？         | ご本人が亡くなられた場合は契約が消滅するため、配偶者・親の保障も同時に消滅となります。                                                                                                |
| 介護保険金は年金受取できますか？                                | 年金受取は年金基金600万円以上で選択できます。                                                                                                                   |
| 生前要介護状態に該当していたが、未請求のまま死亡してしまいました。請求はできますか？      | ご請求いただくことができます。<br>※保険金のご請求は、3年間を過ぎますとその権利がなくなります。                                                                                         |